

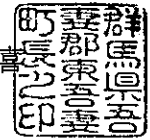
東吾妻町告示第76号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により、本町区域内の字の区域を別紙変更調書のとおり変更する旨、告示する。

この処分は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成24年 9月19日

東吾妻町長 中 澤 恒 青



変 更 調 書

大 字	字	地 番
三 島	中 島	5 9 6 6 の 1 の 一 部、5 9 6 6 の 2 の 一 部、5 9 6 6 の 3、 5 9 6 7、5 9 6 8 の 1 の 一 部、5 9 6 9 の 2 の 一 部
	大 谷	6 0 2 4 の 1 の 一 部、6 0 2 4 の 2 の 一 部、6 0 2 5 の 1 の 一 部、 6 0 2 5 の 2 の 一 部、6 0 2 6 の 1 の 一 部、6 0 2 7、6 0 2 8、 6 0 2 9 の 1 の 一 部、6 0 2 9 の 2、6 0 2 9 の 3、 6 0 3 3 の 1 の 一 部、6 0 9 1 の 1 の 一 部、6 0 9 2 の 1、 6 0 9 2 の 2、6 0 9 2 の 4

上記区域（同区域に隣接介在する道路である町有地の全部を含む。）を大字三島字大沢に変更する。

大 字	字	地 番
三 島	山 根	6 5 4 4 の 5 の 一 部

上記区域を大字三島字中島に変更する。

大 字	字	地 番
三 島	大 谷	6 0 6 2 の 一 部、6 0 6 3 の 一 部、6 0 6 4 の 1 の 一 部、 6 0 6 4 の 3 の 一 部、6 1 3 6 の 2、6 1 3 7 の 一 部、 6 1 3 8 の 1 の 一 部
	岡 原	6 3 1 6 の 1 の 一 部、6 3 1 6 の 2、6 3 1 7 の 1 の 一 部、 6 3 1 7 の 2 の 一 部、6 3 1 8 の 4 の 一 部、6 3 1 9 の 一 部、 6 3 2 0 の 1 の 一 部、6 3 2 0 の 2 の 一 部、6 3 2 1 の 一 部
	山 根	6 5 2 8 の 1 の 一 部、6 5 2 8 の 2、6 5 2 8 の 3 の 一 部、 6 5 2 8 の 4、6 5 2 8 の 5 の 一 部、6 5 2 8 の 6、6 5 2 8 の 7、 6 5 2 8 の 8 の 一 部、6 5 2 8 の 1 0 の 一 部、6 5 2 9 の 1 の 一 部、 6 5 2 9 の 2、6 5 2 9 の 3 の 一 部、6 5 3 0、6 5 3 1 の 1、 6 5 3 1 の 2、6 5 3 2 の 1、6 5 3 2 の 2、6 5 3 3、 6 5 3 4 の 1、6 5 3 4 の 2、6 5 3 5、6 5 3 6 の 1、 6 5 3 6 の 2、6 5 3 7、6 5 3 8、6 5 3 9 の 1 の 一 部、 6 5 3 9 の 2、6 5 4 0 の 一 部、6 5 4 1 の 1 の 一 部、 6 5 4 2 の 1 の 一 部、丙 6 5 4 4 の 一 部、6 5 4 4 の 5 の 一 部、 6 5 4 5 の 2 の 一 部、6 5 4 6 の 1 の 一 部、甲 6 5 4 7、 乙 6 5 4 7、6 5 4 8、6 5 4 9 の 1、6 5 4 9 の 2、 6 5 5 0 の 2 の 一 部、6 5 5 1 の 1 の 一 部、6 5 5 2、甲 6 5 5 3、 乙 6 5 5 3、6 5 5 4、6 5 5 5 の 1 の 一 部、6 5 5 6 の 1 の 一 部、 6 5 5 6 の 2

上記区域（同区域に隣接介在する道路、水路等である町有地の全部及び国有地の一部を含む。）及び大字三島字大谷 6 0 6 2 に隣接する道路である町有地の全部並びに字山根 6 5 3 9 の 1、6 5 3 9 の 2、丙 6 5 4 4 に隣接する道路である町有地の一部を大字三島字上郷に変更する。

大 字	字	地 番
三 島	中 島	6 0 0 0 の 1 の一部、6 0 0 0 の 3、6 0 0 1 から 6 0 0 3 まで、 6 0 0 4 の 1 から 6 0 0 4 の 3 まで、6 0 0 5
	上 郷	6 1 8 2 の 1
	山 根	6 5 3 9 の 1 の一部、6 5 4 0 の一部、6 5 4 1 の 1 の一部、 6 5 4 2 の 1 の一部、丙 6 5 4 4 の一部、6 5 4 4 の 5 の一部

上記区域（同区域に隣接する道路である町有地の一部を含む。）を大字三島字大谷に変更する。

大 字	字	地 番
三 島	上 郷	6 2 5 4 の一部、6 2 8 5 の 1 の一部、6 2 8 5 の 9、 6 2 8 5 の 1 0 から 6 2 8 5 の 1 4 までの各一部、 6 2 8 6 の 1 の一部、6 2 8 6 の 2 の一部、6 2 8 7 の 1 の一部、 6 2 8 7 の 2 の一部、6 2 8 8 の 1、6 2 8 8 の 2、6 2 8 9 の 1、 6 2 8 9 の 2、6 2 9 0 の 1 から 6 2 0 9 の 8 まで、 6 2 9 1 の一部、6 2 9 2 の 1 の一部、6 2 9 3 の 1、 6 2 9 3 の 2 の一部、6 2 9 4 の 1、6 2 9 4 の 2 の一部、 6 2 9 5 から 6 2 9 7 まで、6 2 9 8 の 1 から 6 2 9 8 の 3 まで、 6 2 9 9 から 6 3 0 1 まで、6 3 0 2 の 1 から 6 3 0 2 の 3 まで、 6 3 0 3 から 3 0 1 4 まで、6 3 1 5 の 1、6 3 1 5 の 2 の一部
	山 根	6 5 0 3 の 2、6 5 0 3 の 3 の一部、6 5 2 0 の 2 の一部、 6 5 2 1 の 2 の一部、6 5 2 2 の 2 の一部、6 2 2 2 の 3 の一部、 6 5 2 8 の 1 の一部、6 5 2 8 の 5 の一部
	武田井	6 5 9 5 の 1、6 5 9 7 の 1

上記区域（同区域に隣接する道路、水路等である町有地及び国有地の一部を含む。）及び大字三島字岡原 6 3 1 8 の 2、6 3 1 8 の 4、6 3 1 9 に隣接する字上郷の水路である町有地の一部を大字三島字岡原に変更する。

大字三島字山根 6 5 0 1 の 2、6 5 0 2 の 2 に隣接する字岡原の道路である町有地の一部並びに字山根 6 5 1 8 の 2、6 5 1 9 の 2、6 5 2 0 の 2 に隣接する字上郷の道路である町有地の一部を大字三島字山根に変更する。

大 字	字	地 番
三 島	岡 原	6 4 9 0 の 1

上記区域を大字三島字武田井に変更する。

変 更 理 由 書

町営三島西部第二土地改良事業の施行に伴い、地区内の土地の区画及び形状を改めた結果、字の区域を変更する必要性が生じたため。

事 業 の 概 要

- | | |
|--------|---------------------|
| 1 事業名 | 町営三島西部第二土地改良事業 |
| 2 事業主体 | 吾妻郡東吾妻町 |
| 3 事業年度 | 平成 19 年度 ～ 平成 23 年度 |
| 4 事業面積 | 25.5 ha |